

令和6年3月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第9回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第9回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中下土井委員が今月まで欠席ということで12名
で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
寺西委員と中元委員をお願いいたします。ご異議ございませんでし
ょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第38号を上程します。
議案について事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
（3条-1） て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,414㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は贈与です。

渡人は、●●に居住しており、相続した農地を農業者である弟に贈
与するものです。

受人は、市内の農業者で、兄から贈与を受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東に約900mの距
離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。
（3条-2） 申請地は、●●●番● 地目 田 面積30㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、申請地は面積が小さく、形状も不整形で耕作条件が悪いため、申請地に隣接する住宅所有者の受人に譲り渡すものです。

受人は、申請地に隣接する受人名義の空家を管理しており、その敷地内で家庭菜園を通作しています。申請地は耕作管理が便利のため、柿や梅を植えて畑として利用するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約100mの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積295㎡ 外2筆 合計 田1,222㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地に隣接した住宅と一緒に譲り渡すものです。

受人は、申請地に隣接した住宅と併せて、耕作管理が便利な申請地も一緒に譲り受けて転入し、農機具を借りて田を耕作するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東に約700mの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、勝本委員。

6番 勝本君

整理番号1番でございますけれども、現地調査票にありますとおり3月の5日に現地調査を行っております。農地はちゃんと管理をされております。特段問題はないというふうに思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 整理番号2番につきましては、亀山委員、お願いします。

11番 亀山君 整理番号2番です。3月5日に関係者の皆様と現地確認を行いました。内容は事務局から説明があったとおりです。受人の敷地を確認しましたが適切に管理されておりました。周囲の状況に支障を与えるものではなく、妥当であると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番については、岡本委員、お願いします。

2番 岡本君 整理番号3番です。先ほど説明があったとおりですが、3月の5日に現地確認をいたしております。空き家がついた田ということで、休耕ということにはなっていますが、きれいに管理はされておりました。空き家の方も、中は痛んではいるかも分かりませんが、見た目は結構いいかなという印象を受けております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から3番の議案第38号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第38号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 次に、議案第39号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
(4条-1) 整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 3 3 4 m²です。位置図に示していますが、●●から北に約 1.6 km の距離にある、●●沿いに位置する農地です。

申請人は、申請地に自己用駐車場を建設するものです。

●●を挟んだ申請地の向かい側に住宅を所有しており、現在●●で仕事をしています。月一回程度●●に帰省し、住宅の管理等をしており、申請地を自己用駐車場として使用するものです。すでに、造成し使用しているため、始末書が提出されています。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域内の第 3 種農地であり、原則許可するものです。一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号 1 番につきまして、菅岡委員。

5 番 菅岡君

整理番号 1 番でございます。3 月 4 日に関係委員と事務局と現地調査をいたしました。申請地は、●●と●●にはさまれた土地で、面積的には多いという感じもいたしますけれども、道路より高くなっておりますので進入路が必要ということと、申請地が細長く、ちょっと鋭角な部分もありますので、有効面積としてはあまり使えないということでやむをないと判断いたしました。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号 1 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号 1 番の議案第 3 9 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 3 9 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第 4 0 号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第 4 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい

(5条-1)

て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積800㎡ 外2筆 合計2,434㎡です。

位置図に示していますが、●●から北に約1.1kmの距離にある、●●沿いの農地です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、市内で不動産業を営む法人で、申請地に宅地分譲3区画及び建売住宅7区画を建設するものです。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は、●●番●は都市計画法の規定による用途地域内の第3種農地であり、原則許可するものです。●●番●及び●●番●は、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、同一事業に供するものです。立地基準、一般基準について適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積191㎡です。

位置図に示していますが、●●から北東に約700mの距離にある、●●付近の農地です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人及び受人は、議案第38号整理番号3の所有権移転の申請者と同一です。

渡人は、●●に居住し、耕作が困難なため、申請地に隣接した住宅と一緒に譲り渡すものです。

受人は、現在●●の運送会社に勤務しており、会社の運送車で帰宅することが考えられ、その駐車場として利用するものです。

申請を委任された行政書士より、車両の乗り入れについて、近隣住民の了解を得たとの報告を受けております。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に他に転用目的のための土地がなく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番でございますが、3月4日に現地調査を行っております。

す。事務局からの説明がありましたとおり、本件土地は、県道と宅地と農地に囲まれた土地でございます。面積的に開発でございますけれども、雨水については既存の水路に流すという形になっておりまして、既存農地に対する影響については、開発に伴い調整池を設けるという形をとっておりますので、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号2番につきましては、岡本委員、お願いします。

2番 岡本君 整理番号2番です。お手元の5条-2と書いてある地図で位置をそれぞれ確認してみてください。先ほど説明しました空き家というか御家の前の土地で、車の駐車場に使われるということで、何の問題もないと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番及び2番の議案第40号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第40号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第41号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表(●●・●●地区)をご覧ください。

市長より、令和6年2月26日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、21件、27筆、合計35,952㎡、うち新規が6件、7筆、10,462㎡となっております。

農用地利用集積計画については、農業者等の申出により、農業経営

基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づき、なお従前の例により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑は何かございますでしょうか。

次長 中原君

訂正いたします。計画は２１件と先ほど説明いたしましたが、２２件でございます。大変申し訳ございません。

議長 宮本君

質疑がないようですので、質疑を終了して、議案第４１号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第４１号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第４２号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、寺西委員と私は議事に参与しないこととします。

議長の任を、齋藤会長職務代理者をお願いいたします。

会長職務代理者
齋藤君

それでは、議長を務めさせていただきます。
事務局から議案について説明をさせます。
次長、お願いします。

次長 中原君

議案第４２号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（●●・●●地区）をご覧ください。

市長より、令和６年２月２６日付けで、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に基づき、なお従前の例により、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、４６件、８４筆、合計１６０、５０６㎡、うち新規が３件、７筆、９、９２２㎡となっております。

農業者等の申出により定めるもので、改正前の同法第１８条第３項の要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長職務代理者
齋藤君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。

会長職務代理者
齋藤君

ないようですので、質疑を終了して、議案第42号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第42号については、可決・承認と決めます。

会長職務代理者
齋藤君

それでは、議長の任を宮本会長にお返しいたします。

議長 宮本君

続きまして、議案第43号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、原田委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表(●●・●●地区)をご覧ください。

市長より、令和6年2月26日付けで、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、43件、74筆、合計128,208㎡、うち新規が11件、20筆、39,345㎡となっております。

新規の●●さん、●●さん、●●さん、●●さんは認定農業者ではございませんが、他に担い手がいないため契約するものです。

農業者等の申出により定めるもので、改正前の同法第18条第3項の要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第43号については、原案のとおり

可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第４３号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第４４号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第４４号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（●●・●●・●●地区）をご覧ください。

市長より、令和６年２月２６日付けで、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に基づき、なお従前の例により、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、８件、９筆、合計１３,５６３㎡、更新及び更新新規です。

農業者等の申出により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第４４号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第４４号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第４５号を上程します。

議案の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第４５号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

市長より、令和６年３月５日付けで、農業委員会にこの集積計画の

決定を求められています。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が、山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、利用権設定者の同意に基づき、農地中間管理権を取得するものです。

新規15件、30筆、合計53,142 更新新規9件、9筆、21,992㎡の計画で、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第45号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第45号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第46号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の提出について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表(案)をご覧ください。

市長より、令和6年3月5日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の意見を求められています。計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

先ほどの議案第45号において、中間管理権を設定する農地75,134㎡を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

貸付先の●●は、代表者が30代の令和4年12月に設立した法人で、飼料用米を栽培し、ドローンを利用した省力化を行い、令和6年2月に認定新規就農者の認定を受けた法人です。

●●は、平成18年11月に設立した法人で、現在の●●横にある

オーナー農園より北側にある農地を借り受けるものです。

●●さんは40代のいちご栽培の新規就農者で、令和5年度は農大で社会人研修を受け、6年度から、いちご部会の指導を受けながら営農を開始するものです。

●●さんは30代の自然薯を栽培する新規就農者で、令和5年度は●●で研修を受け、6年度から農地を借りて営農を開始するものです。その他の貸付先は、認定農業者です。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
議案第46号につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

若人がだんだん入ってくるから、いい傾向にはなってきています。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第46号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。
よって、議案第46号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第47号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第47号 柳井市農業委員会規程の一部改正について、ご説明いたします。

柳井市農業委員会規程(案)をご覧ください。会長及び会長の職務代理者の互選につきまして、「投票」によって行うのが原則ですが、「指名推選」の方法を定めるものです。

なお、指名推選は委員全員同意が得られた場合のみ可能であり、1人でも異議があった場合は投票による選挙を行わなければいけません。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
議案第47号について、何か質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第47号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第47号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時45分)